

65歳以上の方の 介護保険料のお知らせ

■問い合わせ

佐賀中部広域連合 業務課
福祉課 高齢・障害者福祉係

☎40-1135
☎75-4823

介護保険料は、毎年4月1日現在の世帯における市民税の課税状況等によって、7月に年額が確定します。年額の保険料が確定するまでの納付方法は、次のようになります。また、平成24年度の保険料段階が、下表のように変わりましたのでご確認ください。

◆特別徴収（年金大引き）

4月から翌年2月までの偶数月に徴収します。

4・6・8月の納付額は、市民税の課税状況が確定していないため、平成24年2月と同額を天引きします。10月以降で1年分の調整を行います。（6月以降保険料が変更になる場合があります）

◆普通徴収（納付書・口座振替）

4月から翌年3月まで、毎月徴収します。

4月から7月までは平成24年4月1日現在の世帯の状況と、平成23年度市民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に納付することになります。8月以降で1年分の調整を行います。

送付される納付書または口座振替により納付してください。平成24年度の納入通知書は、4月中旬頃に送付します。

◆4月2日以降に65歳になる方

介護保険料の通知書を65歳になる月の翌月に送付します。納付方法は、普通徴収となりますので、送付される納付書または口座振替により毎月納付してください。

年金からの天引きが開始されるのは、65歳到達からおおむね6か月後からとなります。

◆口座振替が便利です

手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入して、ポストに投函してください。

◆介護保険料の減免

火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料徴収を猶予したり、減免等の制度があります。

また、保険料段階が特例第3段階および第3段階の方を対象とした減免制度もあります。こちらの申請は、7月下旬から受付けます。市の福祉課窓口か佐賀中部広域連合に申請してください。

平成24年度 65歳以上の方の段階別介護保険料額

保険料段階	対 象 者	算式	保険料
第1段階	生活保護を受給している方、または、世帯全員の市民税が非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額 × 0.5	月額 2,635 円 (年額 31,620 円)
第2段階	世帯全員の市民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.5	月額 2,635 円 (年額 31,620 円)
特例 第3段階	世帯全員の市民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が120万円以下の方	基準額 × 0.66	月額 3,478 円 (年額 41,736 円)
第3段階	世帯全員の市民税が非課税で上記以外の方	基準額 × 0.75	月額 3,953 円 (年額 47,436 円)
特例 第4段階	本人の市民税が非課税の方で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方（世帯に課税者がいる場合）	基準額 × 0.91	月額 4,796 円 (年額 57,552 円)
第4段階	本人の市民税が非課税の方で上記以外の方（世帯に課税者がいる場合）	基準額	月額 5,270 円 (年額 63,240 円)
第5段階	本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.16	月額 6,113 円 (年額 73,356 円)
第6段階	本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.25	月額 6,588 円 (年額 79,056 円)
第7段階	本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.5	月額 7,905 円 (年額 94,860 円)
第8段階	本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.75	月額 9,223 円 (年額 110,676 円)
第9段階	本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 × 2.0	月額 10,540 円 (年額 126,480 円)